

柳川市監査委員告示第4号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和5年12月に実施した建設部（建設課、都市計画課、国土調査課）、上下水道課の定期監査の結果に基づき講じた措置について、市長から通知があったので、別紙のとおり公表します。

令和6年2月29日

柳川市監査委員 中村 秀樹

柳川市監査委員 浦川 和久

目 次

令和5年度定期監査（令和5年12月期）の結果に基づく措置状況

■定期監査における指摘事項の措置状況報告書

1	建設部	
	(1)建設課	・・・ P 1
	(2)都市計画課	・・・ P 3
	(3)国土調査課	・・・ P 5
2	上下水道課	・・・ P 7

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部建設課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 令和4年11月25日に職員が旅行命令権者の命令を受けずに、大牟田市へ公用車を使用し旅行をしている。
措置等の内容
<p>1 原因 出張に関しては事前に旅行命令権者へ口頭で説明し、了承を得ておりましたが、旅行命令簿への記載と決裁を失念していたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後ではありますが、旅行命令簿へ記載を行い、旅行命令権者の決裁を受けました。 なお、該当職員は旅費を辞退しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 旅行命令（依頼）書の作成及び文書での決裁について周知徹底を図り、再発防止を徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ア 下記契約について、予定価格が10万円以上200万円未満であるため予定価格の設定権者は部長となるが、課長により設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営蒲池立石団地植木剪定業務委託契約 ・市営団地消防用設備等点検業務委託契約（蒲池立石団地他） ・市営団地消防用設備等点検業務委託契約（中山団地他） ・市営住宅遊具保守点検業務委託契約 ・市営団地貯水槽清掃及び一般水質検査業務委託契約 ・広幅モノクロ複合機パフォーマンス契約
措置等の内容
<p>1 原因 予定価格の設定権者の認識に誤りがありました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約を締結し、業務も完了しているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 再度、課内で「柳川市事務決裁規程」について研修を行い、再発防止を徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>イ 下記契約について、契約金額が 10 万円以上 200 万円未満であるため契約締結起案文書の 決裁権者は部長となるが、課長により決裁されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営団地消防用設備等点検業務委託契約（蒲池立石団地他） ・市営団地消防用設備等点検業務委託契約（中山団地他）
措置等の内容
<p>1 原因 契約金額による決裁権者の認識に誤りがありました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約を締結し、業務も完了しているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 再度、課内で「柳川市事務決裁規程」について研修を行い、再発防止を徹底します。</p>

指摘事項 (3) その他
<p>ア 市営住宅入居手続きについて、市営住宅管理条例第 11 条第 1 項第 1 号に規定する連帯保証 人の要件を満たさない者を連帯保証人としているものがある。（前年度指摘事項）</p>
措置等の内容
<p>1 原因 市営住宅管理条例第 11 条第 1 項第 1 号に「市内に居住し、かつ、入居決定者と同程度 以上の収入を有する者の連帯保証人の連署する入居請書を提出すること」と規定されてい ますが、近年、市内に連帯保証人を頼める親族や知人がいないなどの相談が多いため、市外 居住者でも認めておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に市外の連帯保証人を立てて入居してあるためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 市外に居住している方も連帯保証人と認める条例改正の必要性を感じておりますので、 債務保証会社など法人の導入の検討と併せて条例改正を検討します。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
ア 三橋町高畑公園の不動産貸借契約書について、契約日令和 5 年 4 月 1 日の契約書に同年 6 月 20 日の不動産登記事項証明書が製本されている。
措置等の内容
<p>1 原因 当初から 4 月 1 日契約締結で協議を行っていましたが、契約相手先の代表理事会の合意に期間を要したことで、遡って契約をすることになったことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約済みのため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 チェック体制の強化を図るとともに、今後はこのようなことがないよう適正な契約事務処理の徹底に努めます。</p>

指摘事項 (2) その他
<p>ア 令和 5 年 5 月 2 日申請の公園利用（占有）許可申請書及び公園使用料等減免申請書について不備のまま許可している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園利用（占有）許可申請書に申請者の押印がない。また、目的欄は空欄で場所及び面積欄に目的を誤記している。 ・公園利用等減免申請書に申請者の押印がなく、場所及び面積欄が空欄である。
措置等の内容
<p>1 原因 利用直前に申請がなされ、早急に許可書を発行したことにより確認を忘れてしまったことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に利用済のため不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 許可書の発行前に複数人でチェックすることで、適正な事務処理の徹底に努めます。</p>

指摘事項 (2) その他
<p>イ 下記契約の作業実績報告について、柳川市文書管理規程に基づく収受処理（供覧）が行われていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場清掃業務委託契約 ・遊歩道清掃業務委託契約（柳川市民文化会館北側及び御花南側遊歩道） ・遊歩道清掃業務委託契約（伝習館北側遊歩道）
措置等の内容
<p>1 原因 駅前広場（週1回）、遊歩道（月1回）巡視を行っていたことにより、不要であると判断していたことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 指摘事項を共有し、現在は供覧を行っています。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市文書管理規程を課内職員で確認を行いました。 今後はこのようなことがないように、事務処理の徹底に努めます。</p>

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部国土調査課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 令和5年11月8日から9日までの那覇市への旅行は、旅行命令権者でない者により命令されている。
措置等の内容
<p>1 原因 宿泊を伴う出張の旅行命令権者を副市長ではなく、所属部長と誤って認識していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 指摘事項を副市長へ報告し、旅行命令書の承認印枠に副市長から決裁を頂きました。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市事務決裁規程を確認した上で、付箋等で命令権者がはっきり分かるようにして決裁を回します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 複合機レンタル契約について、予定価格の設定が行われていない。
措置等の内容
<p>1 原因 契約起案時に柳川市契約事務規則を確認することを怠り、予定価格設定及び契約事前伺の起案を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 今後は、予定価格調書及び契約事前伺の起案を作成致します。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は担当職員、係長が契約事務規則に沿った契約ができているか必ず確認を行い、適切な契約事務を行っていきます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>イ 下記の契約について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳川市大和町豊原地内国土（地籍）調査業務委託に係る境界標の購入契約 ・複合機レンタル契約
措置等の内容
<p>1 原因 支払遅延に対する遅延利息が、総務課契約検査係通知に基づく率に改定されていることを確認しないまま、以前の様式を使用していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 契約完了につき変更できないので現状としました。</p> <p>3 再発防止策の内容 様式を見直し、遅延利息の率に誤りが無いか、課全体でチェック体制を強化し、再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ウ 市有地売買契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 公有財産売り払う契約については、売払代金が即納されるため、契約保証金は不必要と認識していました。また、このような認識であったため、契約事務規則を確認することを怠っていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 指摘後は契約締結伺いに記載し、決裁を頂いています。</p> <p>3 再発防止策の内容 認識不足による契約事務規則の確認が徹底できていなかったため、再度、法令・規則等を熟読し、係内及び課内のチェック体制強化を図り、再発防止に努めます。</p>

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

上下水道課（水道事業）

指摘事項（1） 支出事務
ア 令和4年12月14日から16日までの福岡市への旅行について、自家用車使用の承認事項を旅行命令権者でない者が承認している。また、宿泊料金の計算が誤っている。
措置等の内容
1 原因 宿泊を伴う公務旅行のため、自家用車使用の承認事項も旅行命令権者の決裁を受けるべきところを、所属長決裁としていた。また、宿泊先が甲地方であったものを誤って乙地方の宿泊料で計算していた。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後となったが正しい旅行命令権者による決裁を受け、宿泊料についても修正し旅行者へ支払いを行った。
3 再発防止策の内容 柳川市職員等の旅費に関する条例等を確認し、決裁の過程においても十分な確認を行い再発防止に努める。

指摘事項（2） 契約事務
ア 下記単価契約については、債務負担行為を設定している契約や長期継続契約が適用できる契約ではないが、年度開始前の令和5年3月27日に契約を締結している。 <ul style="list-style-type: none">・除草等業務委託契約・水道メーター購入契約・次亜塩素酸ナトリウム購入契約
措置等の内容
1 原因 長期継続契約を締結することができる契約ではないにも関わらず、認識不足により誤って年度開始前に契約を締結していた。
2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約を締結し概ね業務が完了しているため。
3 再発防止策の内容 4月1日以降に契約行為を行うこととし、年度開始前に行う長期継続契約については、契約行為の際に、柳川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例等のコピーを添付し、各決裁権者で確認するようにした。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

上下水道課（下水道事業）

指摘事項（1） 支出事務
ア 支出負担行為書及び食糧費支出伺書について、決裁権者の押印がないものがある。
措置等の内容
1 原因 柳川市公営企業事務決裁規程の確認不足によるもの。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後処理ではあるが、決裁権者の決裁処理済。
3 再発防止策の内容 該当箇所をマーカーで強調するなど決裁の過程において十分な確認が可能となるよう工夫を行い、チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。

指摘事項（2） 契約事務
ア 汚水幹線管渠内テレビカメラ調査業務委託契約について、委託契約ではない様式の契約書を使用している。また、契約書に貼付された収入印紙の額が誤っている。
措置等の内容
1 原因 契約事務規則の確認不足及び印紙税法の誤認によるもの。
2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約を締結し、業務が完了しているため。
3 再発防止策の内容 契約事務規則についての認識を改め、契約に係る関連規則の確認及びチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。

指摘事項（3） その他
ア カラーマンホール蓋購入にあたり、予算の定めがない各項目間の予算を流用し、予算を執行している。
措置等の内容
1 原因 予算書の確認不足によるもの。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 予備費による充当処理済。
3 再発防止策の内容 予算書の内容を把握し、正確な予算執行を図るとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努める。

指摘事項 (3) その他
イ 矢留ポンプ場建設予定地の土地に係る行政財産使用許可について、市長決裁を受けることなく、課長決裁により許可されている。
措置等の内容
<p>1 原因 課長の専決事項を定める柳川市公営企業事務決裁規程第3条第17号「有形固定資産その他物品の貸与」に該当する事例と解釈していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置検討中』 使用料に関する規程については定めていないが、地方公営企業法第33条第3項の実例等による「あらかじめ一般的に定めがたいものについては、そのつど伺定めによって定めることとしてよい」という事例を準用し、管理者決裁の運用を行う。</p> <p>3 再発防止策の内容 市長決裁を受けるように起案文書等の事務文書の修正、業務フローマニュアルの修正を行い、再発防止に努める。</p>